

## 家族法制部会第29回会議・議事速報

2023年7月18日、法制審議会・家族法制部会の第29回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回に引き続き、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が行われた。今回の会議では、部会資料29に基づき、次のような各論点についての議論がされた。

まず、養育費に関する規律として、①法定養育費（協議上の離婚時に、父母間で養育費に関する取決めをしなかった場合の対応策として、一定の養育費請求権を認める仕組み）に関する規律、②養育費に関する民事執行手続における債権者の負担軽減を図るための方策として、1回の申立てによって、複数の民事執行手続を可能とする規律について議論がされた。①については、多くの委員・幹事から、その仕組みの必要性について賛同する意見が示されたが、他方で、その法的な性質については十分な検討が必要であることを指摘する意見、債務者側の負担や手続保障にも配慮した検討が必要であるといった意見、要件・効果の定め方によっては父母間で子の監護に必要な事項を協議する意欲を低下させるおそれがあるといった意見も示された。②については、多くの委員・幹事から、債権者による1回の申立てによって、複数の民事執行手続（債務者の財産調査手続及びそれにより判明した強制執行手続）を可能とする仕組みを設けることに賛同する意見が示されたが、そのような仕組みを設けるとしても、財産調査手続で判明した財産が複数あった場合等にも適切に対応できる仕組みにすべきであるとの意見や、この仕組みの対象とする財産の種別等も考慮した制度設計を検討すべきであるといった意見が示された。

続いて、親子交流に関する規律として、③父母の婚姻中の親子交流に関する規律、④親子交流の裁判手続に関する規律について議論がされた。③については、多くの委員・幹事から、民法第766条の類推適用により対応している現在の裁判実務を明確化することに賛同する意見が示された。④については、多くの委員・幹事から、親子交流に関する裁判手続において、一定の要件の下で、裁判所が当事者に対して、事実の調査のために親子交流の試行的実施を促すことができるという規律を設けることや、その試行的実施の状況について家庭裁判所調査官に調査を命じ、又は、当事者双方にその結果の報告を求めることができるものとする規律を設けることに賛同する意見が示された。他方で、このような規律を設けるとしても、その要件設定や第三者の関与の在り方については様々な意見が示された。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。